

第18号議案

芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例を別紙のように定める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を病院事業の一般職として任期を定めて採用するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条第1項及び第2項、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 管理者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を院内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を院内で確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 管理者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 管理者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 管理者は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 管理者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 管理者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらか

じめ、当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

- 2 管理者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条に規定する場合にあっては5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ、当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（芦屋市職員定数条例の一部改正）
- 2 芦屋市職員定数条例（昭和25年芦屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第28条の4第1項」の次に「並びに芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成26年芦屋市条例第 号）第2条及び第3条」を加える。

（芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 3 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「又は第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項又は芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成26年芦屋市条例第 号）第2条から第4条まで」に改める。

芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例要綱

1 制定の趣旨

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を病院事業の一般職として任期を定めて採用するため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 職員の任期を定めた採用（第2条及び第3条関係）

ア 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

イ 管理者は、アによるほか、専門的な知識経験を有する者をその知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(ア) 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を院内で確保することが一定の期間困難である場合

(イ) 専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他専門的な知識経験の性質上、専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(ウ) 専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を院内で確保することが一定の期間困難である場合

(エ) 業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経

験を必要とするものであることにより，当該業務に当該者が有する専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
ウ 管理者は，職員を次に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には，職員を任期を定めて採用することができる。

(ア) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(イ) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

エ 管理者は，任期を定めて任用される職員以外の職員をウに掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において，職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは，職員を任期を定めて採用することができる。

(2) 短時間勤務職員の任期を定めた採用（第4条関係）

ア 管理者は，短時間勤務職員を(1)ウに掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には，短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

イ 管理者は，アによるほか，住民に対して職員により直接提供されるサービスについて，その提供時間を延長し，若しくは繁忙時における提供体制を充実し，又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において，短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは，短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(3) 任期の特例（第5条関係）

(1)ウ，エ又は(2)により任期を定めて採用された職員の任期で特に3年を超える任期を定める必要がある場合とは，一定の期間内に終了することが見込まれる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により，(1)ウ，エ又は(2)により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって，(1)ウ，エ又は(2)により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(4) 任期の更新（第6条関係）

ア 管理者は，(1)ア及びイにより任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては，採用した日から5年を超えない範囲内において，あらかじめ，当該職員の同意を得て，その任期を更新することができる。

イ 管理者は、(1)ウ、エ又は(2)により任期を定めて採用された職員の任期が3年（(3)に該当する場合は5年。以下同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ、当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

3 施行期日等

(1) 平成26年4月1日

(2) 芦屋市職員定数条例の一部改正

職員定数に含まれる職員に任期を定めて採用された職員（短時間勤務職員を除く。）を加える。

(3) 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例において定める手当のうち、扶養手当（第5条）、初任給調整手当（第7条）、住居手当（第9条）及び退職手当（第18条）は、任期を定めて採用された職員には支給しない。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律抜粋

(職員の任期を定めた採用)

第3条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
 - (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
 - (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として条例で定める場合
- (第3項省略)

第4条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務

に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第5条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(第3項省略)

(任期)

第6条 (第1項省略)

2 第4条又は前条の規定により採用される職員又は短時間勤務職員の任期は、3年(特に3年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合にあつては、5年。次条第2項において同じ。)を超えない範囲内で任命権者が定める。

(第3項省略)

第7条 任命権者は、条例で定めるところにより、第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「特定任期付職員」という。)又は第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「一般任期付職員」という。)の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、条例で定めるところにより、第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(第3項及び第4項省略)